

# 令和5年度 事業評価シート

所属名	市民生活部 市民安全推進課
-----	---------------

## 1. 基本情報

事業名称	空き家等適正管理推進事業費	
実施根拠 (条例・規則・要綱等)	空家等対策の推進に関する特別措置法	
事業開始年月日	平成24年4月1日	
最終改正年月日	令和5年12月13日	
事業目的 (実現・達成したいこと)	空家等の適切な管理や利活用の推進、空家化の予防を通して、空家等による防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境の保全を図り、市民一人ひとりが安全に安心して生活できるまちの実現を目指す。	
事業概要 (誰に、何を、どうするのか)	空家等の所有者等に対して、空家の適切な管理に向けた意識啓発や情報提供、相談窓口のあつ旋等を行う。新たな空家の発生を予防・抑制するために、家屋の所有者等及び地域に対して、空家の発生が起因となる問題等について周知する。	
実施背景 (事業を実施することになった背景・要因)	少子高齢化による人口減少社会への意向や社会情勢の変化、核家族の増加による家族形態の変化に伴い、全国的に空家等が年々増加している。当市においても空家等の増加が顕在化しつつあり、その中でも適切な管理が行われていない空家等が、安全性の低下、公衆衛生の悪化、景観の阻害など、周辺住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしかねない問題がある。以上のことから、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施していく必要がある。	
これまでの経緯 (対象者・要件・限度額、サービス内容などの制度の変遷)	空き家や廃屋等に対する相談が増加傾向にあることを受け、平成22年1月、行政管理課（当時）が関係各課を構成員とした「廃屋等に関する連絡会議」を設置。平成24年度より、防犯の観点から市民安全推進課が空き家等対策の担当課となる。 平成25年10月1日、「船橋市空き家の適正管理に関する条例」を施行し、条例に基づき適切に管理されていない空き家について、対応を行う。平成27年5月26日、「空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「空家法」と言う。）」完全施行。市条例は廃止し、空家法に基づき「船橋市空家等対策計画」を策定し、空家等対策を実施。 令和5年6月14日に改正法が公布され、12月13日施行。新たに管理不全空家等が規定されることとなり、業務の見直しが必要になる。併せて建築基準法や都市計画法の緩和的措置等も規定され、市民安全推進課の所掌を超えた対応が必要である。	
事業内容	対象者	内容（要件・単価・限度額・サービス内容など）
	空家等の所有者等	適切な管理の推進のため、空家法12条に基づく情報提供や助言及び協定に基づく専門家による無料相談のあつせんなどを行う。
	相続人の存在が明らかでない空家等の相続財産	民法952条に規定する相続財産管理人（令和5年4月1日民法改正により相続財産清算人）の選任を家庭裁判所へ申し立てる。
	空家等の近隣住民	適切に管理がなされておらず、所有者等も不明な空家等の相談を受け、所有者等に適切な管理を促す。

## 2. 事業実績

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費 (単位：千円)	当初予算額	1,247	18,128	2,055	2,055
	うち一般財源	1,247	7,628	2,055	2,055
	決算(見込)額	981	10,179	1,950	1,896
対象者数・ 交付件数など	空家法12条対応件数	226	339	371	417
	協定団体相談あつせん数	17	29	51	35
	相続財産管理人選任申し立て数	0	1	1	1

### 3. 交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合) 名称・内容
交付税措置	あり	空き家対策に係るソフト事業に要する経費 (体制整備)
国・県補助	あり	社会資本整備総合交付金 (空き家再生等推進事業)、千葉県空き家等対策推進事業補助金 (ともに令和2年度空家等実態調査事業)
(国・県補助への) 上乗せ・横出し	なし	

### 4. 業務量

繁忙期	6月～10月				
業務頻度 (年1回・月1回など)	毎日				
人工		常勤職員	会計年度任用職員	再任用(フル)	再任用(短)
	人工	1.5人工	0.2人工	0.0人工	0.0人工
	従事者数	2人	2人	0人	0人

※ 職員1人の労働力 = 1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載方法】従事者2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工+0.3人工)

## 評価結果

所属名	市民生活部 市民安全推進課
事業名称	空き家等適正管理推進事業費

### (1) 一次評価（自主点検）で明らかとなった課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 他自治体との比較	近隣市では、住宅政策やまちづくりの観点から、これらを所管する部でも空家対応をしており、空家となってしまったものへの対処療法的な取組だけでなく、予防的取組も進められている。	
2 新たな対応の必要性	特定空家の認定に向け、これまで課題となっていた基準を整備し、立入調査等を実施するなど実態把握及び適正管理に向けた手続きを進めることができたものの、今後の指導・勧告にあたっての体制整備に課題がある。また、現在の市民生活部による防犯の観点からの対処療法的な対応では、今後も見込まれる空家の増加に対応していくことは困難である。	実態把握及び適正管理の推進という現在の取組を強化することに加え、国の動向を踏まえた技術的な対策として、空家抑制の予防的取組やその実施のために必要な体制について検討を行う。

### (2) 追加で整理した課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 他自治体との比較	—	—
2 新たな対応の必要性	—	—